

～JR東日本会社による繰り返される労基法違反を許さない～  
組合員の生命と健康を守り、乗客に安全・安心な輸送サービスを提供するために  
事業所単位の締結を求める特別決議

私たち品川支部は11月10日、ビジョンセンター田町において、「～JR東日本会社による繰り返される労基法違反を許さない！～ 組合員の生命と健康を守り、乗客に安全・安心な輸送サービスを提供するために、事業所単位の締結を求める怒りの緊急集会」を、150名を超える組合員の結集で開催した。労基法違反・法令違反を繰り返すJR東日本会社の経営姿勢を許さず、36協定の事業所単位の締結に向けて、品川支部全15分会が組合員を守るために、怒りを持って闘いをつくり出していくことを参加者全体で確認した。

10月24日、東京地本は東京支社と、東京地本管内101事業所の「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外労働及び公休日労働に関する協定」を、11月1日から1月31日までの3か月で締結した。しかし、36協定締結直後の10月27日、東京電車線技術センターにおいて、2件の34条違反が発覚するという信じられない事態が発生した。そもそも36協定締結に向けた団体交渉の中で、東京地本管内では34条違反と36条違反が計8件、品川支部管内では、田町運転区で36条違反、大田運輸区では3件の34条違反が明らかになった。現場長や経営幹部は、今回の事象を安全衛生委員会の議題にしないばかりか、「軽度な事象」と主張し、職場での再発防止の労使議論を頑なに拒み続けた。労組対策を重視し、労働基準法の本質である「労働者保護」を意図的に歪めているJR東日本会社の経営姿勢を、厳しく指摘してきた最中での今回の事態である。

私たちは、繰り返される労基法違反の撲滅に向けて、労働基準監督署を訪れ、JR東日本会社の法令違反の実態を訴え、是正を求めてきた。労働基準監督署から、①36協定は事業所ごとに締結するのが基本である ②違反が繰り返されているならば36協定を締結しなくて良い ③違反が繰り返し発生しているのだから、労働者に周知と説明するのは当然である ④安全衛生委員会の議題にしないのは、会社に労働者の安全・健康を壊している認識がない。と見解が示されている。現場長や経営幹部は、このような労働基準監督署の指摘を真摯に受け止めるべきである。

さらに、東京電車線技術センターで34条違反が発覚後、会社が職場に貼りだした「勤労情報」は、発生箇所「技術センター」とあるだけで、職場名すら分からず、会社の対策はなんら記載されていない文書である。労働基準監督署は、この文書に対して、「この掲示で社員周知と言えない」「原因と対策が明らかでない、なぜ発覚したかも書いていない」「社員に何を求めているのか。法令を守るべきは会社であり、これはおかしい」と、労基法違反を犯した当事者意識が乏しく、再発防止策を講じない経営姿勢を鋭く指摘・批判している。

JR東日本会社は、「生産性向上」と「4万人体制」を掲げ、2020年オリンピックを前に、今後多くの大規模工事や修繕が予定されている。社会的使命を果たすことは当然であるが、このような状況の中で、労基法違反を撲滅し、増え続ける超過勤務を縮減するためには、事業所単位の締結を行い、事業所毎に具体的な対策を打ち立てることが最も重要である。そうでなければ、過去10年に亘り、労基法違反・法令違反を断続的に発生させ、倍増する超過勤務に歯止めを掛けることはできない。だからこそ今、事業所単位の締結を求めているのである。最悪な事態が起きてから動き始めたのでは遅いのである。それは「電通事件」が証明しているのではないか。経営幹部は、今一度、JR東日本会社の社会的使命と責務を自覚すべきである。

これまでの闘いでは未来は切り拓けない！否定的な教訓を捉え返し、今こそ組合員は立ち上がろう！

品川支部は、組合員の「安全・健康・働きたい」を確保し、組合員・家族の幸せのために、労働基準法・法令遵守できる健全な経営体質をつくり出し、36協定の事業所単位の締結実現に向けて、全組合員の総決起を訴える。

以上、決議する。

2017年11月10日  
東日本旅客鉄道労働組合  
東京地方本部品川支部  
緊急全分会代表者会議

会社によって繰り返される労働基準法違反を許さない  
品川支部 緊急特別決議発出！